

東日本大震災に係る水道関係の 最近の動きについて

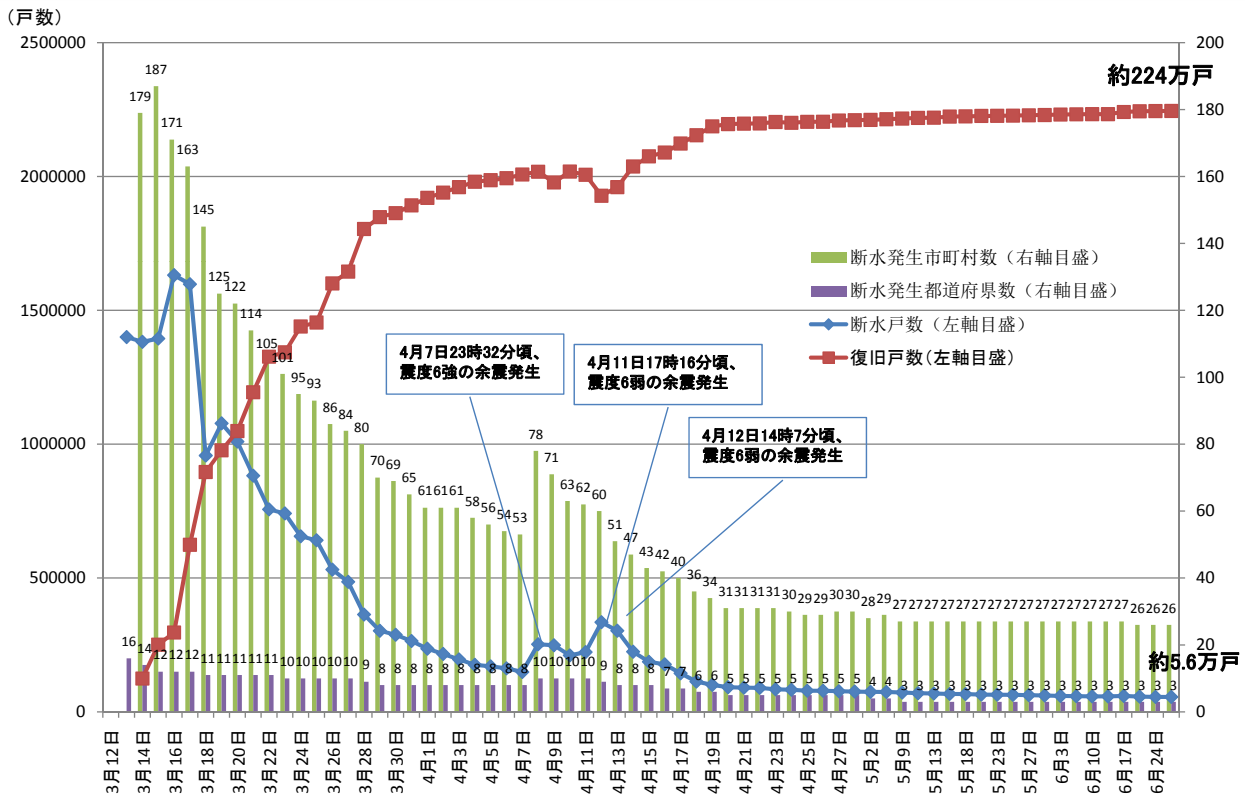
厚生労働省健康局水道課

1

(1) 水道施設の復旧・復興

2

東日本大震災における水道の被害(断水)・復旧状況



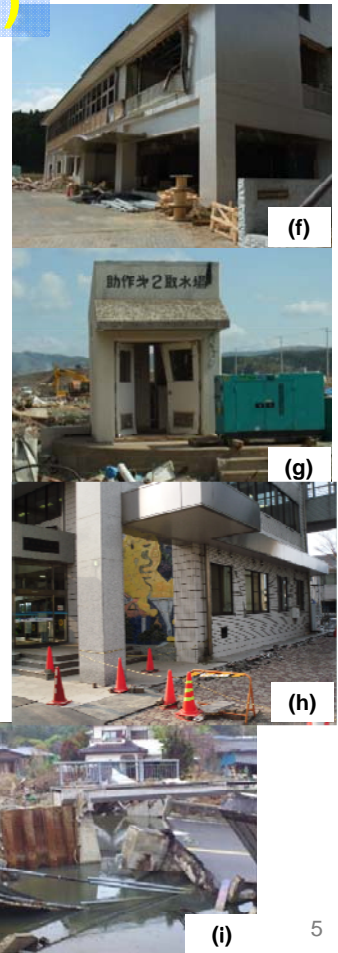
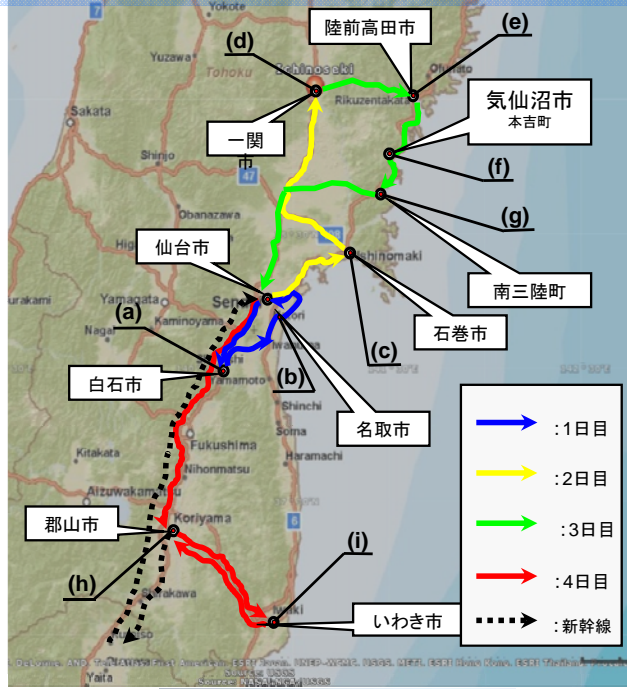
3

東日本大震災

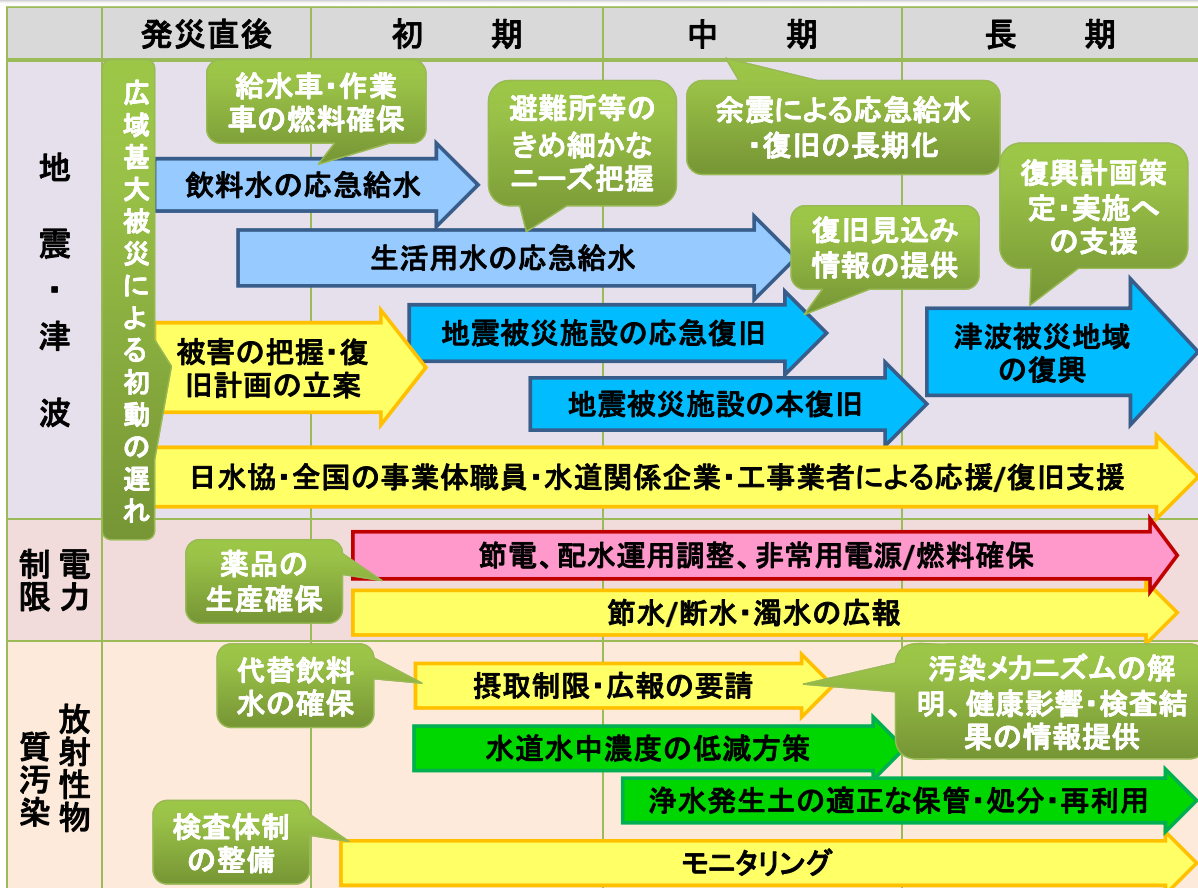
- 「広域」「甚大(津波)」「複合」
 - － 大震災／火災／液状化
 - － 津波被害→大量のガレキ
 - － 大規模停電／計画停電→電力制限
 - － 広域の断水
 - － 原子力災害
 - － 物資不足／燃料不足
 - － 広域の放射性物質汚染問題
 - 食品、水道水
 - 土壌(農地, 校庭), 浄水発生土・下水汚泥
 - 河川・湖沼・海洋、底泥

4

被災3県現地調査(H23.5.8-11)



東日本大震災への対応と課題



水道施設の災害復旧に必要な経費

平成23年度補正予算額:160億円

○東日本大震災により著しい被害を受けた地方公共団体が経営する水道事業、水道用水供給事業等の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において補助を実施する。

(特別立法による補助率嵩上げ: 1/2 → 80/100~90/100)

(交付対象) ※阪神・淡路大震災時と同等の措置(ただし、阪神・淡路の嵩上げは8/10)

- ① 東日本大地震により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設(注1)を原形に復旧する事業
→(補助率) 80/100~90/100(特別立法による嵩上げ。通常は1/2)
- ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設(注2)を原形に復旧する事業
→(補助率) 1/2(通常は補助対象外)
- ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの
→(補助率) 1/2(通常は補助対象外)

(注1) 50人以上100人以下を給水人口とする水道施設

(注2) 配水管から分岐して最初の止水栓までの部分

7

(2) 電力制限

8

電気事業法第27条に基づく使用制限(1)

使用制限対象者

- 東北電力および東京電力供給区域内で契約電力500kW以上(使用制限期間中)の事業所。

<対象区域>

東北電力・東京電力の供給区域内

東北電力:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
東京電力:栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の富士川以東

<適用除外>

適用除外の対象

- 福島第一原子力発電所に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に所在する事業所
- 災害救助法における避難所
- 緊急的に稼働が必要と認められる需要設備(緊急的に稼働している場合に限定)※

※水道については、消火栓で消火用水が使用されている場合、事故等により他の水道施設の代替として稼働している場合などが該当

9

電気事業法第27条に基づく使用制限(2)

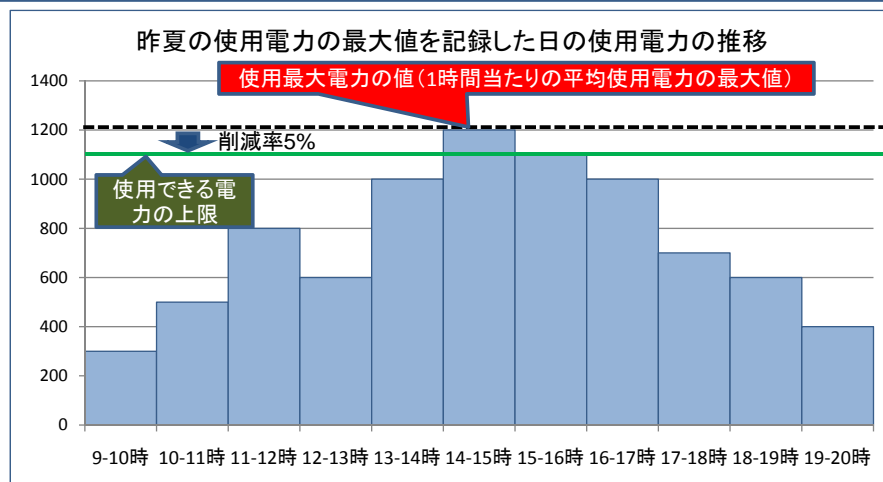
使用制限の内容(使用できる電力の上限)

- 使用制限期間・時間帯における使用最大電力を、昨年夏の使用最大電力等(基準電力)の85%以内(削減率15%)※に制限

※水道については、制限緩和により95%以内(削減率5%)

使用制限の期間・時間帯(指定する期間・時間)

- 使用制限を行う期間・時間帯は、以下のとおり。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。すなわち、夜間を除く平日昼間の制限となる。
- 東北電力管内:平成23年7月1日～9月9日9時～20時
- 東京電力管内:平成23年7月1日～9月22日9時～20時



10

(3) 放射性物質を含む浄水発生土の取扱い

浄水発生土中の放射性物質濃度の検査結果(1)

事業体名	浄水場名	試料採取日	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
東京都	金町浄水場	3月28日	88,400		14,650
		4月14日	11,200		5,430
		4月28日	2,440		6,570
		5月17日	60		4,100
		6月1日	60		7,400
	朝霞浄水場	3月28日	—		—
		4月14日	5,410		6,120
		4月27日	446		2,320
		5月17日	不検出		2,200
		6月1日	不検出		2,000
	小作浄水場	3月28日	—		—
		4月14日	996		689
		4月27日	355		866
		5月17日	不検出		620
		6月1日	不検出		690
東村山浄水場	3月28日	—		—	
	4月14日	1,100		738	
	4月27日	620		1,635	
	5月17日	90		1,540	
	6月1日	不検出		1,940	
埼玉県	大久保浄水場	5月6日	320	3,000	2,700
		5月6日	220	3,200	2,900
	行田浄水場	5月6日	76	2,100	1,900
	新三郷浄水場	5月6日	270	3,700	3,300
	吉見浄水場	5月6日	410	3,900	3,500

事業体名	浄水場名	試料採取日	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
川崎市	長沢浄水場	5月16日	16.3		325
	生田浄水場	5月17日	166		5,250
神奈川県	寒川浄水場	5月12日	163		1,232
		5月13日	331		3,088
	谷ヶ原浄水場	5月12日	19		248
		5月13日	118		741
		5月12日	不検出		不検出
鳥屋浄水場	5月13日	不検出		不検出	
	5月13日	不検出		不検出	
横浜市	西谷浄水場	5月12日	84.4	301	287
		5月17日	51.4	145	139
神奈川県内 広域水道企業団	西長沢浄水場	5月2日	76		753
		5月10日	44.5		519
	相模原浄水場	5月2日	465		1,265
		5月10日	77.4		595
	伊勢原浄水場	5月2日	125		1,136
5月10日		29.7		479	
綾瀬浄水場	5月2日	643		1,455	
	5月10日	252		1,368	
福島地方水道用水 供給企業団	すりかみ浄水場	5月12日	20,339		239,183
千葉県	柏井浄水場 (東側施設)	5月16日	137	576	717
		5月16日	318	625	715
	福増浄水場	5月16日	不検出	23	30
北千葉広域水道企業 団	北千葉浄水場	5月20日	158	2,710	3,240
		4月4日	134		117
東総広域水道企業 団	笹川浄水場	5月26日	14.1		289
		5月17日	23.7	281	371
君津広域水道企業 団	大寺浄水場	5月17日	17.8	244	288
		5月17日	17.8	244	288
千葉県	ちば野菊の里浄水場 (栗山浄水場含む)	5月17日	300	2,480	2,910
		5月17日	685	1,220	1,430
	北総浄水場	5月17日			

浄水発生土中の放射性物質濃度の検査結果(2)

事業者名	浄水場名	試料採取日	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
南総広域水道企業団	大多喜浄水場	5月25日	79	56	55
	光浄水場	5月25日	62	173	188
九十九里地域水道企業団	東金浄水場	5月25日	143	192	199
	長柄浄水場	5月25日	214	105	117
新潟市	戸頭浄水場	5月20日	210	2,339	
		6月6日	101	4,129	
	満願寺浄水場	5月20日	728	19,377	
宮城県	仙南・仙塩広域水道南部山浄水場	5月27日	554	45,544	
		5月30日	460	11,373	9,584
			不検出	17,183	14,838
	大崎広域水道麓山浄水場	5月30日	不検出	569	506
			不検出	1,393	1,583
	大崎広域水道中峰浄水場	5月30日	不検出	不検出	不検出
			不検出	198	184
	仙塩工業用水道大槻浄水場	5月30日	不検出	257	177
			不検出	33	39
	仙台北部工業用水道衛東浄水場	5月30日	不検出	不検出	不検出
不検出			不検出	不検出	
宇都宮市	松田新田浄水場	5月10日	240	7,900	8,500
		5月18日	不検出	5,060	5,770
		5月30日	不検出	3,800	4,100
長岡市	妙見浄水場	6月2日	不検出	2,500	

事業者名	浄水場名	試料採取日	ヨウ素-131	セシウム-134	セシウム-137
栃木県	鬼怒川水道事務所	6月10日	不検出	114	
			不検出	62	
			不検出	68	
	北那須水道事務所	6月10日	不検出	85	
			不検出	1,930	
			不検出	630	
群馬県	県央第一水道事務所 新田山田水道事務所 東部地域水道事務所 県央第二水道事務所	6月20日	不検出	41,000	46,000
			不検出	190	190
			不検出	700	790
			不検出	3,100	3,400
			不検出	不検出	不検出

放射性物質を含む浄水発生土の取扱い

(¹³⁴Cs及び¹³⁷Csの合計濃度)

平成23年6月16日関係都県に通知

10万Bq/kg超

県内の遮へいできる施設で保管

10万Bq/kg以下

濃度ごとに敷地境界から一定の距離をとり、管理型処分場に仮置き

・8千~10万の最終的な処分について、環境保全のあり方を引き続き検討

8千Bq/kg以下

(跡地を居住等の用途に供しない場合)
管理型処分場に埋立処分

・跡地を農耕、居住等に利用する場合、利用用途ごとに安全性を評価

クリアランスレベル以下*

再利用

・他の原材料との混合・希釈等を考慮し、市場に流通する前にクリアランスレベル以下になる物は利用可能(例:セメント)

・園芸用土等の製品について、出荷を自粛し、今後安全性を評価

*原子炉等規制法に定めるコンクリート等のクリアランスレベルは100Bq/kg

